

球磨村商工業者物価高騰対策支援補助金

石油価格等物価高騰の影響を大きく受けている村内商工業者の負担軽減を図るため、緊急的に補助金を支給します。

① 補助対象者

以下（１）～（４）の全てに該当する者

- （１）令和８年１月３１日以前から、球磨村内で商工業を営む者（法人にあっては村内を本店所在地とした法人登記がなされ、個人事業主においては本村の住民基本台帳に記載されていること。）
- （２）申請日時時点で球磨村商工会員であること。
- （３）今後も事業を継続する意思があること。
- （４）この補助金の交付を受けていないこと。

② 補助額

補助対象経費の２分の１の金額
上限１０万円。

③ 申請期間

令和８年５月１１日（月）から
令和９年１月２９日（金）まで

④ 補助対象経費

●仕入れ●備品購入費●消耗品●修繕料●電気料●水道料●燃料費

※電気料、水道料は、事業所と自宅が同じ場合は、按分する事とし、按分比率及び根拠を収支報告書の備考欄に記載すること。

※事業用と自家用車分が区別できない場合は、それぞれ費用を按分する事とし、按分比率及び根拠を収支報告書の備考欄に記載すること。

⑤ 申請に必要な書類

※申請書類は球磨村商工会へ提出ください。

- （１）球磨村商工業者物価高騰対策支援補助金交付申請書（様式第１号）
- （２）補助金振込先口座通帳の写し
- （３）収支報告書
- （４）領収書等支払った事が証明できる書類
- （５）その他村長が必要と認める書類

⑥ その他

- 球磨村商工会への加入申込みは、下記へご相談ください。
- 加入申込後、承認まで１ヶ月程時間を要します。
（球磨村商工会）TEL：0966-32-1000

お問合せ

球磨村役場
復興推進課 商工観光係
TEL：0966-32-1114